

# 令和6年度 水道水質検査計画



伊豆島田浄水場と富士山

三島市 都市基盤部 水道課

## はじめに

---

水道水に係る水質検査は、水道法第 20 条で水道事業者に実施を義務付けられており、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠なものです。

三島市 都市基盤部 水道課では、市民の皆様へ安全な水道水を安心してお使いいただけるよう、法律に定められた水質検査及びより質の高い水道水であることを確認するための水質検査を行っており、水質管理に万全を期しております。

このたび、令和 6 年度水道水質検査計画を策定しましたので公表します。

## 目 次

---

1	基本的な方針.....	1
2	水道事業の概要.....	1
3	原水及び水道水の水質状況.....	4
4	水質検査項目と検査頻度.....	4
5	水質検査地点と試料の運搬について.....	6
6	水質検査の委託.....	9
7	臨時の水質検査.....	9
8	水道水質検査計画及び結果の公表について.....	10
9	水質検査結果の評価について.....	10
10	水質検査の精度と信頼性確保について.....	10
11	関係者との連携.....	10
12	水質検査表.....	11

## 1 基本的な方針

---

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、次に掲げる方針で水質検査を行います。

- (1) 水質検査は、水道法で検査が義務付けられている地点及び水質管理上必要と判断した地点において、水源や浄水場など配水する系統ごとの給水栓(蛇口の水)で行います。また、水源の原水や浄水場の給水でも検査を行います。
- (2) 水質検査は、水道法において、検査が義務付けられている水質基準項目、水質管理上留意すべき水質管理目標設定項目のうち、水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、水質基準項目については、水道法で義務付けられている頻度以上行うこととし、また、その他の項目については、水道法、過去の検査結果などより必要性を考慮し、設定します。
- (4) 水質検査の実施については、毎日行う検査項目は、民間の事業者へ委託し、また、その他の検査項目は、水道法による厚生労働大臣の登録を受けた検査機関へ委託します。
- (5) 水質検査結果については、三島市のホームページなどで公表します。

<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>

## 2 水道事業の概要

---

三島市の水道事業は、昭和24年8月から供用を開始し、給水区域において、伊豆島田浄水場にある深井戸から取水した地下水と、静岡県企業局駿豆水道が柿田川から取水した表流水を水源とし、給水しています。

また、給水区域外において、市営簡易水道事業として、平成元年4月から山中新田市営簡易水道事業を、平成17年10月から佐野見晴台市営簡易水道事業を開始しています。

簡易水道事業を含めた全ての水道施設と配水フローは、図1のとおりです。

# 水道施設と配水フロー図

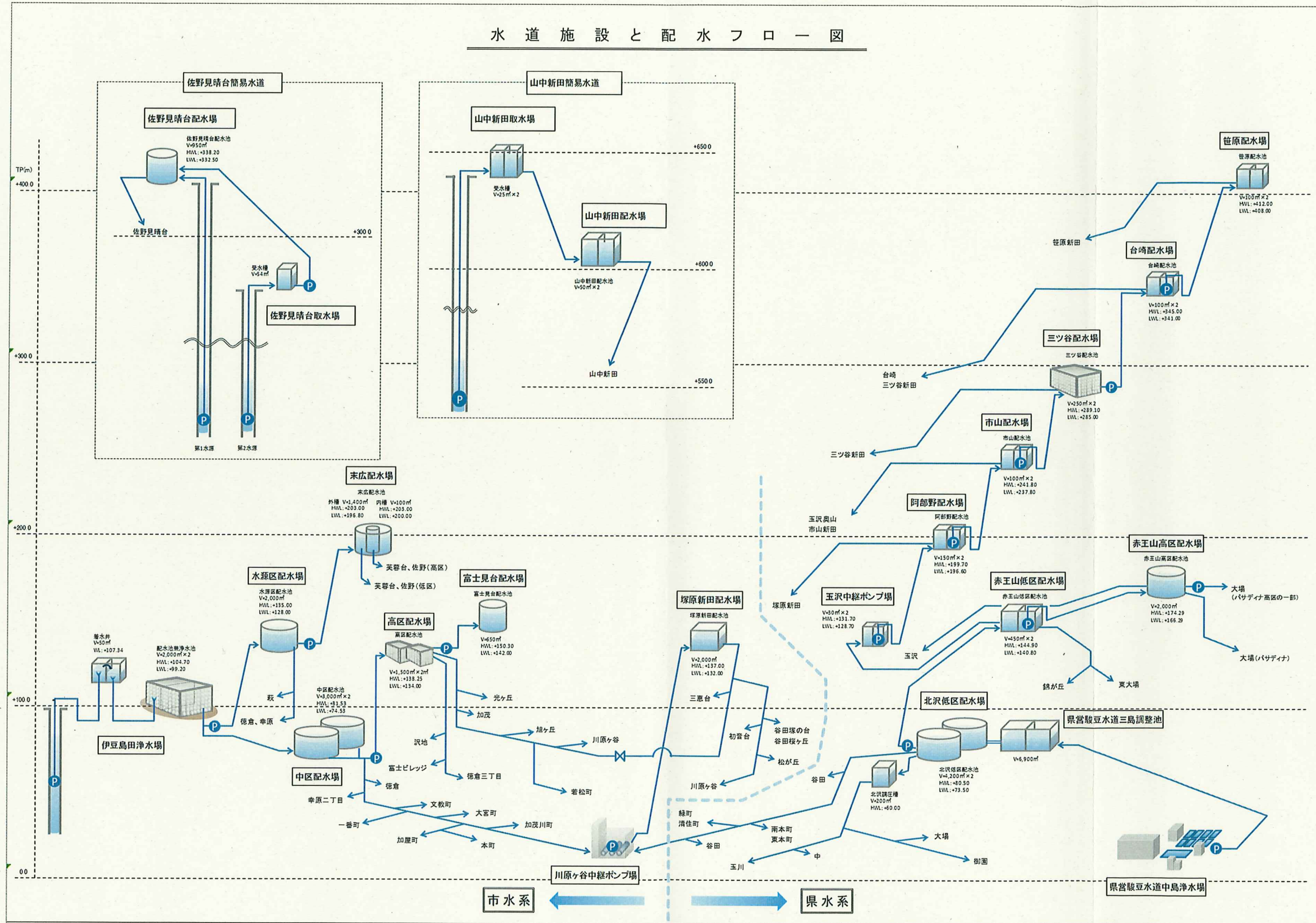


図1 三島市水道施設フロー図

## (1) 三島市の給水状況(令和4年度末)

項 目	上 水 道	山中新田市営簡易水道	佐野見晴台市営簡易水道
給 水 区 域	三島市内及び函南町の一部	三島市山中新田地区	三島市佐野見晴台地区
給 水 人 口	103,617 人	186 人	2,804 人
給 水 件 数	48,284 件	47 件	1,006 件
年間総配水量	14,300,019 m <sup>3</sup>	41,175 m <sup>3</sup>	295,742 m <sup>3</sup>

## (2) 浄水等施設の概要

施 設	概 要
伊豆島田浄水場	所在地 : 裾野市伊豆島田(赤石)430外
	水 源 : 地下水 深井戸6本
	処理方式 : 塩素消毒(次亜塩素酸ナトリウム)
	配水能力 : 48,000 m <sup>3</sup> /日
北沢低区配水場	所在地 : 三島市北沢378-2外
	水 源 : 静岡県駿豆水道から浄水を受水
	契約水量 : 30,000 m <sup>3</sup> /日(平成24年4月から)
山中新田取水場	所在地 : 三島市山中(エビノ木)4758-8
	水 源 : 地下水 深井戸1本
	処理方式 : 塩素消毒(次亜塩素酸ナトリウム)
	配水能力 : 203 m <sup>3</sup> /日
山中新田第2取水場 (建設工事中)	所在地 : 三島市山中(施行平)4737-37
	水 源 : 建設工事中
	処理方式 : 建設工事中
	配水能力 : 建設工事中
佐野見晴台配水場	所在地 : 三島市佐野見晴台2丁目12-7
	水 源 : 地下水 深井戸1本
	処理方式 : 塩素消毒(次亜塩素酸ナトリウム)
	配水能力 : 553 m <sup>3</sup> /日

佐野見晴台取水場	所在地	三島市佐野見晴台1丁目25-18
	水源	地下水 深井戸1本
	処理方式	塩素消毒(次亜塩素酸ナトリウム)
	配水能力	736 m <sup>3</sup> /日

### 3 原水及び水道水の水質状況

#### (1) 原水の水質状況

水源は、地下水で良好な状態であり、水質基準(数値)を大幅に下回っており、安全で良質な原水を使用しています。

#### (2) 水道水の水質状況

水道水は、これまでの検査結果によると水質基準を全て満たしており、安全で良好な水をお届けしています。

### 4 水質検査項目と検査頻度

#### (1) 毎日行う水質検査【別表 水質検査表-1】

##### ア 検査項目

給水栓14ヵ所で、色、濁り、味、臭気及び消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査を行います。

##### イ 検査頻度

1日1回検査を行います。

#### (2) 水質基準項目の検査(給水51項目)【別表 水質検査表-2】

##### ア 検査項目

給水栓4ヵ所で、水道法に定められた水質基準項目51項目全てを検査します。

##### イ 検査頻度

水道法施行規則第15条第3項では、過去3年間の検査結果が全て基準値の5分の1以下である項目については、概ね1年に1回以上に緩和することができ、また、過去3年間の検査結果が全て基準値の10分の1以下である項目については、概ね3年に1回以上と検査回数を緩和することができます。

上記に該当する検査項目についても、水質が安定し良好であることを確認するため、6ヵ月に1回は検査を行います。

また、水質基準項目のうち、次に掲げる項目は、更に検査頻度を短縮し、安全確認を行います。

(ア) 一般細菌や大腸菌など外部からの汚染の指標と考えられる基本的な9項目については、1ヵ月に1回の検査を行います。

【一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度】

(イ) 臭気物質は、藻類発生時期の6月から9月まで、1ヵ月に1回の検査を行います。

【ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール】

(ウ) 消毒副生成物等12項目については、3ヵ月に1回の検査を行います。

【シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド】

(3) 水質基準項目の検査 (原水39項目) 【別表 水質検査表-2】

ア 検査項目

水質基準項目のうち消毒副生成物12項目中11項目及び味を除く39項目について、検査を行います。

イ 検査頻度

水源4ヵ所において、6ヵ月に1回検査を行います。

(4) 水質管理目標設定項目 【別表 水質検査表-3及び表-4】

ア 検査項目

水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目27項目のうち水質基準項目と内容が重複する項目等を除いた19項目について、検査を行います。

イ 検査頻度

給水栓4ヵ所において、6ヵ月に1回(但し、農薬類は年に1回)の検査を行います。

(5) クリプトスポリジウム指標菌検査 【別表 水質検査表-5】

ア 検査項目

原水の安全確認のため、クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、検査を行います。

イ 検査頻度

水源4ヵ所において、3ヵ月に1回の検査を行います。

## 5 水質検査地点と試料の運搬について

(1) 毎日行う水質検査は、14ヵ所の給水栓で行います。

No.	配水系	採水地区	場所
1	伊豆島田浄水場系	佐野地区	三島市佐野地内
2		徳倉3丁目地区	三島市徳倉3丁目地内
3		徳倉地区	三島市徳倉地内
4		西旭ヶ丘地区	三島市西旭ヶ丘地内
5		加屋町地区	三島市加屋町地内
6		松が丘地区	三島市松が丘地内
7		初音台地区	三島市初音台地内
8	北沢低区配水場系	玉沢地区	三島市玉沢地内
9		笹原地区	三島市笹原地内
10		南田町地区	三島市南田町地内
11		玉川地区	三島市玉川地内
12		御園地区	三島市御園地内
13	佐野見晴台簡易水道	佐野見晴台地区	三島市佐野見晴台地内
14	山中新田簡易水道	山中新田地区	三島市山中新田地内

(2) 水質基準項目の検査は、水源・配水系統を考慮し、4ヵ所の給水栓で行います。

No.	配水系	採水地区	場所
1	伊豆島田浄水場系	中央町地区	三島市中央町地内
2	北沢低区配水場系	御園地区	三島市御園地内
3	山中新田簡易水道	山中新田地区	三島市山中新田地内
4	佐野見晴台簡易水道	佐野見晴台地区	三島市佐野見晴台地内

また、水質管理上必要である原水についても、水源4ヵ所で行います。

No.	水源地	場所
1	伊豆島田浄水場井戸	裾野市伊豆島田(赤石)430
2	山中新田取水場井戸	三島市山中(エビノ木)4758-8
3	佐野見晴台配水場井戸	三島市佐野見晴台2丁目12-7
4	佐野見晴台取水場井戸	三島市佐野見晴台1丁目25-18



(3) 水質管理目標設定項目（農薬類を除く）の検査は、水源・配水系統を考慮し、4ヵ所の給水栓で行います。（基準項目の採水地点と同様）

(4) 農薬類の検査は、水源・配水系統を考慮し、3ヵ所で行います。また、送・配水施設内で濃度が上昇しないため、浄水場及び配水場出口の給水栓で採水します。

No.	水 源 地	場 所
1	伊豆島田浄水場井戸	裾野市伊豆島田(赤石)430
2	山中新田取水場井戸	三島市山中(エビノ木)4758-8
3	佐野見晴台配水場井戸	三島市佐野見晴台2丁目12-7

(5) クリプトスポリジウム指標菌の検査は、水源4ヵ所の原水について行います。

(1)～(5)すべての水質検査において、採取した試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬します。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とします。

三島市の水道施設と採水地点は図2のとおりです。

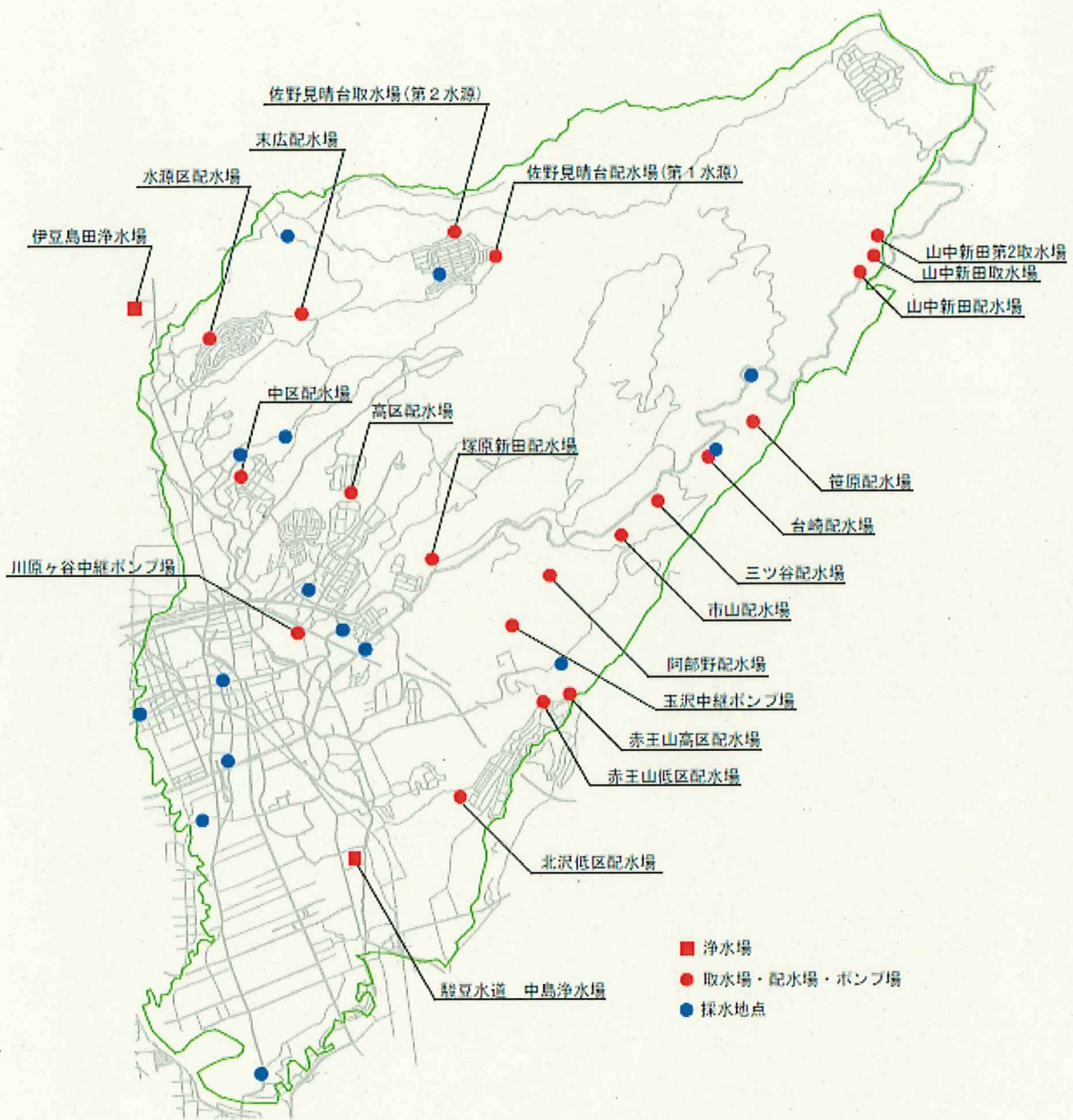


図2 水道施設と採水地点

## 6 水質検査の委託

---

毎日行う検査項目については、民間の事業者に委託する中で、行います。

その他の検査項目については、採水・運搬・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条第3項による厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関に委託します。

さらに、委託先の選定については、検査精度（測定精度）・管理と信頼性を重視し、検査結果を客観的に保証する水道GLP、ISO/IEC17025及びISO9001のいずれかを認証取得している（または取得予定の）検査機関の中から見積り合せによって行い、次項の臨時水質検査についても検査必要項目は請負検査機関に依頼します。

また、水質基準項目（51項目）については、全ての項目が自社分析できる検査機関とし、採水後、告示法の12時間以内の検査開始に基づいて速やかに検査を行うこととします。

なお、水質検査の実施状況の確認については、標準作業書・精度管理報告書等の書類を精査し、必要があれば検査機関への立ち入り調査を行います。

水質検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）により行い、その他の項目については、上水試験方法（日本水道協会編）等により行います。

## 7 臨時の水質検査

---

臨時の水質検査は、水道法施行規則第15条第1項2号に基づき、行います。

また、水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- （1）水源の水質が著しく悪化したとき
- （2）水源に異常があったとき
- （3）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- （4）浄水過程に異常があったとき
- （5）配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- （6）その他特に必要があると認められるとき

## 8 水道水質検査計画及び結果の公表について

---

水道水質検査計画や水質検査結果については、市の情報公開コーナー(本館1階)及び水道課窓口(中央町別館1階)に備えるとともに、市のホームページにより、公表します。

<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>

これらの事項につきましては、市民の皆さまからのご意見・ご要望をいただいて次年度以降の水道水質検査計画の参考とし、より安全で安心できる水道を目指します。

## 9 水質検査結果の評価について

---

水質検査結果の評価は、検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに必要に応じて検査計画の見直しを行っていきます。

## 10 水質検査の精度と信頼性確保について

---

水質検査の精度と信頼性の確保は、きわめて重要です。

このため、毎日行う検査以外の水質検査は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣の登録を受けた検査機関であり、さらに検査結果を客観的に保証する水道GLP、ISO/IEC17025及びISO9001のいずれかを認証取得している(または取得予定の)検査機関に委託します。

また、水質検査結果の信頼性をより高めるため、年1回、同一採水の水質検査を2つの検査機関で行います。

## 11 関係者との連携

---

水道水の安全性を確保していくため、水源等で事故や異常が発生した場合、環境省、国土交通省、静岡県環境局水資源課及び静岡県東部健康福祉センターと、連絡調整を密に行い、水質保全に万全を期します。

また、三島市では、静岡県企業局駿豆水道から浄水を受水しているため、静岡県企業局柿田川支所と連絡を密に行い、水質の異常に即応できるようにします。

## 12 水質検査表

### 水質検査表一1

#### ◆毎日行う水質検査

#### 伊豆島田浄水場系（給水栓7ヵ所）

項目No.	検査項目	基準値	検査計画頻度
1	色	異常でないこと	毎日1回
2	濁り		
3	味		
4	臭気		
5	消毒の効果（残留塩素）	0.1mg/L以上	

#### 北沢低区配水場系（給水栓5ヵ所）

項目No.	検査項目	基準値	検査計画頻度
1	色	異常でないこと	毎日1回
2	濁り		
3	味		
4	臭気		
5	消毒の効果（残留塩素）	0.1mg/L以上	

#### 山中新田簡易水道（給水栓1ヵ所）

項目No.	検査項目	基準値	検査計画頻度
1	色	異常でないこと	毎日1回
2	濁り		
3	味		
4	臭気		
5	消毒の効果（残留塩素）	0.1mg/L以上	

#### 佐野見晴台簡易水道（給水栓1ヵ所）

項目No.	検査項目	基準値	検査計画頻度
1	色	異常でないこと	毎日1回
2	濁り		
3	味		
4	臭気		
5	消毒の効果（残留塩素）	0.1mg/L以上	

水質検査表—2

◆水質基準項目

伊豆島田浄水場系

項目 No.	項 目	基 準 値	各年度最高値(過去3年間)			原則検査 頻度	検査回数減 可能頻度	検査計画頻度(回/年)		分 類			
			R2	R3	R4			給水栓1ヵ所	原水				
			(mg/L)										
基1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	月1回	月1回	12	1	病原微生物			
基2	大腸菌	検出されないこと	検出されない	検出されない	検出されない			12	1				
基3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満			2	1		年4回	3年1回	金属類
基4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満			2	1				
基5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基8	六価クロム化合物	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1		無機物		
基9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満			2	1				
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			年4回	年4回		4	1	消毒剤・消毒副生成物
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.6	0.7	0.6	年4回	3年1回	2	1	無機物			
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08	0.08	0.08			年1回	2		1		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満			2	1				
基14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満			2	1				
基15	1,4-ジオキササン	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満			2	1				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満			2	1				
基17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満			2	1		有機物		
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満			2	1				
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基21	塩素素酸	0.06以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	4	※	消毒剤・消毒副生成物					
基22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	※						
基23	クロロホルム	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満	4	※						
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4	※						
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	※						
基26	臭素素酸	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	※						
基27	総トリハロメタン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	※						
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4	※						
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4	※						
基30	ブロモホルム	0.09以下	0.009未満	0.009未満	0.009未満	4	※						
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	4	※						
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	年4回	3年1回	2	1	金属類			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満			2	1				
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満			2	1				
基35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満			2	1				
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	10	10	10			2	1		無金属		
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	2	1	金属類					
基38	塩化物イオン	200以下	5.7	5.8	5.8	月1回	月1回	12	1	その他			
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	57	57	58	年4回	年1回	4	1	無金属			
基40	蒸発残留物	500以下	140	120	130			年4回	4		1		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	月1回	3年1回	2	1	有機物			
基42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満			薬類発生時期(6月~9月)に月1回	4		1		
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満			4	1				
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	年4回	3年1回	2	1	その他			
基45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満			2	1				
基46	有機物(全有機炭素 TOGの量)	3以下	0.3未満	0.3未満	0.3未満	月1回	月1回	12	1	その他			
基47	pH値	5.8以上・8.6以下	7.5	7.5	7.5			12	1				
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし			12	※				
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし			12	1				
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満			12	1				
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12	1						

- ① 各年度最高値(過去3年間)は、給水栓の検査結果です。
- ② 原則検査頻度とは法に基づく原則検査回数、検査回数減可能頻度とは過去3年間の水質検査結果から検査回数減が可能となる頻度のことです。
- ③    は水道法に基づき、検査頻度を省略できない項目です。
- ④ ※ 消毒副生成物11項目及び味については、原水では検査しません。

水質検査表—2

◆水質基準項目

北沢低区配水場系

項目 No.	項 目	基 準 値	各 年 度 最 高 値 ( 過 去 3 年 間 )			原 則 検 査 頻 度	検 査 回 数 減 可 能 頻 度	検 査 計 画 頻 度 ( 回 / 年 )		分 類			
			R2	R3	R4			給 水 栓 1 ヲ 所	原 水				
			( m g / L )										
基1	一 般 細 菌	100 個/mL以下	0	0	0	月 1 回	月 1 回	12	1	病原微生物			
基2	大 腸 菌	検出されないこと	検出されない	検出されない	検出されない	月 1 回	月 1 回	12	1				
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	年 4 回	3 年 1 回	2	1	金 属 類			
基4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	0.0005 以下	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満			2	1				
基5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満			2	1				
基6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満			2	1				
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満			2	1				
基8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満			2	1				
基9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満			2	1		無 機 物		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満			年 4 回	年 4 回		4	1	消 毒 剤 ・ 消 毒 副 生 成 物
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.7	0.7	0.7			年 4 回	3 年 1 回		2	1	無 機 物
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.06	0.07	0.07	2	1						
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	2	1						
基14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	2	1						
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	2	1						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	2	1						
基17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	2	1			有 機 物			
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	2	1						
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	2	1						
基20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	2	1						
基21	塩 素 酸	0.06 以下	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	年 4 回	年 4 回	4	※	消 毒 剤 ・ 消 毒 副 生 成 物			
基22	ク ロ ロ 酢 酸	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満			4	※				
基23	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 以下	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満			4	※				
基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.03 以下	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満			4	※				
基25	ジプロモクロロメタン	0.1 以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満			4	※				
基26	臭 素 酸	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満			4	※				
基27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満			4	※				
基28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満			4	※				
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満			4	※				
基30	ブ ロ モ ホ ル ム	0.09 以下	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満			4	※				
基31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満			4	※				
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	年 4 回	3 年 1 回	2	1	金 属 類			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.04	0.03	0.03			2	1				
基34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満			2	1				
基35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満			2	1				
基36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	8.9	8.7	8.7			2	1		無 金 属		
基37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満			2	1		金 属 類		
基38	塩 化 物 イ オ ン	200 以下	6.4	6.0	5.4	月 1 回	月 1 回	12	1	そ の 他			
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	48	48	48	年 4 回	年 1 回	4	1	無 金 属			
基40	蒸 発 残 留 物	500 以下	120	110	110		年 4 回	4	1				
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	月 1 回	3 年 1 回	2	1	有 機 物			
基42	ジエオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満		藻類発生時期(6月~9月)に月1回	4	1				
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満		4	1					
基44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	年 4 回	3 年 1 回	2	1	無 機 物			
基45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満			2	1				
基46	有機物(全有機炭素 TOG の量)	3 以下	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満			12	1				
基47	p H 値	5.8 以上・8.6 以下	7.7	7.7	7.7			12	1				
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし			12	※		そ の 他		
基49	臭	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	12	1						
基50	色 度	5 度以下	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	12	1						
基51	濁 度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	12	1						

- ① 各年度最高値(過去3年間)は、給水栓の検査結果です。
- ② 原則検査頻度とは法に基づく原則検査回数、検査回数減可能頻度とは過去3年間の水質検査結果から検査回数減が可能となる頻度のことです。
- ③   は水道法に基づき、検査頻度を省略できない項目です。
- ④ ※ 消毒副生成物11項目及び味については、原水では検査しません。

水質検査表-2

◆水質基準項目

山中新田簡易水道

項目 No.	項 目	基 準 値	各年度最高値(過去3年間)			原則検査 頻度	検査回数減 可能頻度	検査計画頻度(回/年)		分 類			
			R2	R3	R4			給水栓1ヵ所	原 水				
			(mg/L)										
基1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	月1回	月1回	12	1	病原微生物			
基2	大腸菌	検出されないこと	検出されない	検出されない	検出されない	月1回	月1回	12	1				
基3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	年4回	3年1回	2	1	金属類			
基4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満			2	1				
基5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基8	六価クロム化合物	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満			2	1		無機物		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			年4回	年4回		4	1	消毒剤・消毒副生成物
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.4	0.3	0.4			年4回	3年1回		2	1	無機物
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	2	1						
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2	1						
基14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	2	1						
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	2	1						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	2	1						
基17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	2	1						
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	2	1						
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	2	1						
基20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	2	1	消毒剤・消毒副生成物					
基21	塩素酸	0.06以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	4	※						
基22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	※						
基23	クロロホルム	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満	4	※						
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4	※						
基25	ジブロモクロメタン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	※						
基26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	※						
基27	総トリハロメタン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	※						
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4	※						
基29	プロモジクロロメタン	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4	※						
基30	プロモホルム	0.09以下	0.009未満	0.009未満	0.009未満	4	※						
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	4	※						
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	2	1	金属類					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2	1						
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	2	1						
基35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2	1						
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4.8	4.6	4.6	2	1		無金属				
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	2	1		金属類				
基38	塩化物イオン	200以下	8.8	7.4	6.3	月1回	月1回		12	1	その他		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	42	39	38	年4回	年1回	4	1	無金属			
基40	蒸発残留物	500以下	92	77	80			4	1				
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満			2	1				
基42	ジェオサミン	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満			4	1				
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満			4	1				
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満			2	1				
基45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満			2	1				
基46	有機物(全有機炭素 TOGの量)	3以下	0.3未満	0.3未満	0.3未満			12	1		その他		
基47	pH値	5.8以上・8.6以下	8.3	8.3	8.3			12	1				
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし			12	※				
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	12	1						
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	12	1						
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12	1						

① 各年度最高値(過去3年間)は、給水栓の検査結果です。

② 原則検査頻度とは法に基づく原則検査回数、検査回数減可能頻度とは過去3年間の水質検査結果から検査回数減が可能となる頻度の事です。

③ は水道法に基づき、検査頻度を省略できない項目です。

④ ※ 消毒副生成物11項目及び味については、原水では検査しません。

⑤ 現在建設工事中の山中第2取水場供用開始に伴い、計画が変更となる場合があります。



水質検査表-2

◆水質基準項目

佐野見晴台簡易水道

項目 No.	項 目	基 準 値	各年度最高値(過去3年間)			原則検査 頻度	検査回数減 可能頻度	検査計画頻度(回/年)		分 類			
			R2	R3	R4			給水栓1カ所	原水				
			(mg/L)										
基1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	月1回	月1回	12	1	病原微生物			
基2	大腸菌	検出されないこと	検出されない	検出されない	検出されない	月1回	月1回	12	1				
基3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	年4回	3年1回	2	1	金属類			
基4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満			2	1				
基5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基8	六価クロム化合物	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			2	1				
基9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満			2	1		無機物		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			年4回	年4回		4	1	消毒剤・消毒副生成物
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.4	0.5	0.4			年4回	3年1回		2	1	無機物
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	2	1						
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2	1						
基14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	2	1						
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	2	1						
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	2	1			有機物			
基17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	2	1						
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	2	1						
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	2	1						
基20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	2	1						
基21	塩素酸	0.06以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	年4回	年4回				4	※	
基22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満					4	※		
基23	クロロホルム	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満					4	※		
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満					4	※		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満			4	※				
基26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			4	※				
基27	トリハロメタン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満			4	※				
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満			4	※				
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満			4	※				
基30	ブロモホルム	0.09以下	0.009未満	0.009未満	0.009未満			4	※				
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満			4	※				
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	年4回	3年1回	2	1	金属類			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満			2	1				
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満			2	1				
基35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満			2	1				
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	5.5	5.4	5.4			2	1		無金属		
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満			2	1		金属類		
基38	塩化物イオン	200以下	3.6	3.4	3.4			月1回	月1回		12	1	その他
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	33	33	33	年4回	年1回	4	1	無金属			
基40	蒸発残留物	500以下	90	82	87			4	1				
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満			3年1回	2		1		
基42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満			藻類発生時期(6月~9月)に月1回	4		1	有機物	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満				4		1		
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	年4回	3年1回	2	1	その他			
基45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満			2	1				
基46	有機物(全有機炭素 TOG の量)	3以下	0.3未満	0.3未満	0.3未満			12	1				
基47	pH値	5.8以上・8.6以下	8.2	8.2	8.1			12	1				
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし			12	※				
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし			月1回	月1回		12	1	
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	12	1						
基51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12	1						

① 各年度最高値(過去3年間)は、給水栓の検査結果です。

② 原則検査頻度とは法に基づく原則検査回数、検査回数減可能頻度とは過去3年間の水質検査結果から検査回数減が可能となる頻度のことです。

③    は水道法に基づき、検査頻度を省略できない項目です。

④ ※ 消毒副生成物11項目及び味については、原水では検査しません。

水質検査表-3

◆水質管理目標設定項目

伊豆島田浄水場系、北沢低区配水場系、山中新田簡易水道、佐野見晴台簡易水道

No.	項目No.	項	目	単	位	目	標	値	検	査	計	画	頻	度
1	目1	無機物・ 重金属	アンチモン及びその化合物	m	g	/	L	0.02以下	年	2	回			
2	目2		ウラン及びその化合物	m	g	/	L	0.002以下(暫定値)	年	2	回			
3	目3		ニッケル及びその化合物	m	g	/	L	0.02以下	年	2	回			
4	目5	有機物	1,2-ジクロロエタン	m	g	/	L	0.004以下	年	2	回			
5	目8		トルエン	m	g	/	L	0.4以下	年	2	回			
6	目9		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	m	g	/	L	0.08以下	年	2	回			
7	目10	消毒剤・ 消毒副生 成物	亜塩素酸	m	g	/	L	0.6以下	年	2	回			
8	目12		二酸化塩素	m	g	/	L	0.6以下	※			c		
9	目13		ジクロロアセトニトリル	m	g	/	L	0.01以下(暫定値)	年	2	回			
10	目14		抱水クロラール	m	g	/	L	0.02以下(暫定値)	年	2	回			
11	目15	農薬類	農薬類	m	g	/	L	検出値と目標値の比の和 として1以下	"年1回(※a)"					
12	目16	臭気	残留塩素	m	g	/	L	1以下	※					b
13	目17	味	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	m	g	/	L	10以上100以下	※					b
14	目18	着色	マンガン及びその化合物	m	g	/	L	0.01以下	※					b
15	目19	味	遊離炭酸	m	g	/	L	20以下	年	2	回			
16	目20	臭気	1,1,1-トリクロロエタン	m	g	/	L	0.3以下	年	2	回			
17	目21	臭気	メチル-t-ブチルエーテル	m	g	/	L	0.02以下	年	2	回			
18	目22	味	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	m	g	/	L	3以下	年	2	回			
19	目23	臭気	臭気強度(TON)	m	g	/	L	3以下	年	2	回			
20	目24	味	蒸発残留物	m	g	/	L	30以上200以下	※					b
21	目25	基礎的性状	濁度	度				1以下	※					b
22	目26	腐食	pH値	—				7.5程度	※					b
23	目27		腐食性(ランゲリア指数)						-1程度以上とし、極力0 に近づける	年	2	回		
24	目28	水道施設の健全性の指標	従属栄養細菌	C	F	U	/	m	L	1mlの検水で形成される 集落数が2,000以下 (暫定値)	年	2	回	
25	目29	有機物	1,1-ジクロロエチレン	m	g	/	L	0.1以下	年	2	回			
26	目30	着色	アルミニウム及びその化合物	m	g	/	L	0.1以下	※					b
27	目31	有機物	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	m	g	/	L	PFOSとPFOAの量の和 として、0.00005以下 (暫定値)	年	2	回			

※a 浄水場を出てから家庭(給水栓)に届くまで、濃度が上昇しないため給水栓で行います。

また、北沢低区系では、県企業局にて実施するため、三島市では実施しません。

※b 毎日行う水質検査及び水質基準項目の検査と共通するため除きます。

※c 三島市では、消毒剤として二酸化塩素を使用しないため実施しません。

水質検査表-4

◆水質管理目標設定項目（農薬類）

伊豆島田浄水場系

N o .	項 目 N o .	項 目	用 途	目 標 値	検 査 計 画 頻 度
1	1	1, 3-ジクロロプロベン (D-D)	殺 虫 剤	0.05mg/L 以下	年 1 回
2	3	2, 4-D (2, 4-P A)	除 草 剤	0.02mg/L 以下	年 1 回
3	4	E P N	殺 虫 剤	0.004mg/L 以下	年 1 回
4	11	ア ラ ク ロ ー ル	除 草 剤	0.03mg/L 以下	年 1 回
5	15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3mg/L 以下	年 1 回
6	18	イミノクタジン	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.006mg/L 以下	年 1 回
7	21	エトフェンプロックス	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.08mg/L 以下	年 1 回
8	23	オキサジクロメホン	除 草 剤	0.02mg/L 以下	年 1 回
9	24	オキシシン銅 (有機銅)	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.03mg/L 以下	年 1 回
10	27	カフェンストロール	殺 虫 剤 除 草 剤	0.008 mg/L 以下	年 1 回
11	28	カルタップ	殺 虫 剤 殺 菌 剤 除 草 剤	0.3mg/L 以下	年 1 回
12	29	カルバリン (N A C)	殺 虫 剤	0.02 mg/L 以下	年 1 回
13	31	キノクラミン (A C N)	殺 虫 剤	0.005mg/L 以下	年 1 回
14	32	キヤブタン	殺 菌 剤	0.3mg/L 以下	年 1 回
15	34	グリホサート	除 草 剤	2.0mg/L 以下	年 1 回
16	35	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02mg/L 以下	年 1 回
17	36	クロメブロップ	除 草 剤	0.02mg/L 以下	年 1 回
18	38	クロルピリホス	殺 虫 剤	0.003 mg/L 以下	年 1 回
19	39	クロロタロニル (T P N)	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.05mg/L 以下	年 1 回
20	43	ジクロベニル (D B N)	除 草 剤	0.03mg/L 以下	年 1 回
21	45	ジクワット	除 草 剤	0.01mg/L 以下	年 1 回
22	50	シマジン (C A T)	除 草 剤	0.003mg/L 以下	年 1 回
23	52	ジメトエート	殺 虫 剤	0.05mg/L 以下	年 1 回
24	53	シメトリン	除 草 剤	0.03mg/L 以下	年 1 回
25	54	ダイアジノン	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.003mg/L 以下	年 1 回
26	56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメ チルイソチオシアネート	殺 菌 剤	0.01mg/L 以下	年 1 回
27	57	チアジニル	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.1mg/L 以下	年 1 回
28	58	チウラム	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.02mg/L 以下	年 1 回
29	60	チオフアネートメチル	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.3mg/L 以下	年 1 回
30	64	トリクロピル	除 草 剤	0.006mg/L 以下	年 1 回
31	65	トリクロルホン (D E P)	殺 虫 剤	0.005mg/L 以下	年 1 回
32	67	トリフルラリン	除 草 剤	0.06mg/L 以下	年 1 回
33	69	バラコート	除 草 剤	0.005mg/L 以下	年 1 回
34	77	フィプロニル	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.0005mg/L 以下	年 1 回
35	78	フェニトロチオン (M E P)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01mg/L 以下	年 1 回
36	80	フェリムゾン	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.05 mg/L 以下	年 1 回
37	81	フェンチオン (M P P)	殺 虫 剤	0.006 mg/L 以下	年 1 回
38	82	フェントエート (P A P)	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.007mg/L 以下	年 1 回
39	84	フサライド	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.1 mg/L 以下	年 1 回
40	85	ブタクロール	除 草 剤	0.03mg/L 以下	年 1 回
41	88	フルアジナム	殺 菌 剤	0.03mg/L 以下	年 1 回
42	91	プロチオホス	殺 虫 剤	0.007mg/L 以下	年 1 回
43	94	プロベナゾール	殺 虫 剤 除 草 剤	0.03mg/L 以下	年 1 回
44	96	ベノミル	殺 菌 剤	0.02mg/L 以下	年 1 回
45	97	ベンシクロン	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.1mg/L 以下	年 1 回
46	98	ベンゾピシクロン	除 草 剤	0.09 mg/L 以下	年 1 回
47	100	ベンタゾン	除 草 剤	0.2mg/L 以下	年 1 回
48	101	ベンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3mg/L 以下	年 1 回
49	102	ベンフラカルブ	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.04mg/L 以下	年 1 回
50	105	ホスチアゼート	殺 虫 剤	0.003 mg/L 以下	年 1 回
51	106	マラチオン (マラソン)	殺 虫 剤	0.7mg/L 以下	年 1 回
52	107	メコブロップ (M C P P)	除 草 剤	0.05mg/L 以下	年 1 回
53	108	メソミル	殺 虫 剤	0.03mg/L 以下	年 1 回
54	109	メタラキシール	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.2mg/L 以下	年 1 回
55	110	メチダチオン (D M T P)	殺 虫 剤	0.004mg/L 以下	年 1 回
56	113	メフェナセット	除 草 剤	0.02 mg/L 以下	年 1 回
57	114	メブロニル	殺 虫 剤 殺 菌 剤	0.1mg/L 以下	年 1 回

水質検査表—4

◆水質管理目標設定項目（農薬類）

山中新田簡易水道

No.	項目 No.	項目	用途	目標値	検査計画 頻度
1	18	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006mg/L 以下	年 1 回
2	39	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05mg/L 以下	年 1 回
3	48	ジチオピル	除草剤	0.009mg/L 以下	年 1 回
4	54	ダイアジノン	殺虫剤 殺菌剤	0.003mg/L 以下	年 1 回
5	60	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3mg/L 以下	年 1 回
6	92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05mg/L 以下	年 1 回
7	97	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1mg/L 以下	年 1 回
8	109	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.2mg/L 以下	年 1 回

佐野見晴台簡易水道

No.	項目 No.	項目	用途	目標値	検査計画 頻度
1	5	M C P A	除草剤	0.005mg/L 以下	年 1 回
2	6	アシュラム	除草剤	0.9mg/L 以下	年 1 回
3	18	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006mg/L 以下	年 1 回
4	24	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03mg/L 以下	年 1 回
5	32	キャプタン	殺菌剤	0.3mg/L 以下	年 1 回
6	33	クミルロン	除草剤	0.03mg/L 以下	年 1 回
7	34	グリホサート	除草剤	2.0mg/L 以下	年 1 回
8	48	ジチオピル	除草剤	0.009mg/L 以下	年 1 回
9	58	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02mg/L 以下	年 1 回
10	77	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005mg/L 以下	年 1 回
11	97	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1mg/L 以下	年 1 回

水質検査表—5

◆クリプトスポリジウム指標菌検査

伊豆島田浄水場系、山中新田簡易水道、佐野見晴台簡易水道

※原水4ヵ所にて実施

項目No.	項目	単位	基準値	検査計画 頻度
1	糞便性大腸菌 (E.Coli)	—	検出されず	年 4 回
2	嫌気性芽胞菌	個/mL	0	

～水質検査計画についての皆様のご意見をお寄せください～

皆様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

【お問い合わせ先】

三島市 都市基盤部 水道課

〒411-0858

三島市中央町5番5号

三島市役所中央町別館 1階

TEL 055-983-2659 FAX 055-973-1355

メールアドレス [suidou@city.mishima.shizuoka.jp](mailto:suidou@city.mishima.shizuoka.jp)

